

平 戸 市 監 査 公 表 第 67 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成 23 年 10 月 31 日

平戸市監査委員 久 岡 一 夫

平戸市監査委員 山 本 芳 久

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

田平支所市民協働課及び産業建設課

第 3 監査の期間

平成 23 年 8 月 23 日から 8 月 24 日 2 日間

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり